

【生産性向上特例措置法】先端設備等 導入計画についての説明会資料

平成30年7月25日（水）

一般社団法人日本医療機器工業会

目次

1. 【生産性向上特別措置法】先端設備等導入計画について・・・ P 1～ P 10
2. 【生産性向上特別措置法】先端設備等導入計画策定の手引き・・・ P 1～ P 14
3. 認定支援機関確認書
4. 中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上措置法の先端設備等に係る生産性向上要件証明書（様式 1）
5. 導入促進基本計画に関する Q & A 集・・・ P 1～ P 10

【生産性向上特別措置法】 先端設備等導入計画について

平成30年5月
経済産業省
中小企業庁

本資料は、「平成30年度税制改正の大綱」(平成29年12月22日閣議決定)、「地方税法等の一部を改正する法律」(平成30年法律第3号)及び「生産性向上特別措置法」(平成30年法律第25号)の内容を分かりやすくまとめたものです。
生産性向上特別措置法の関係規定がパブリックコメント中であることにご留意ください。

○新しい経済政策パッケージについて（抄）【平成29年12月8日 閣議決定】

第3章 生産性革命

1. 中小企業・小規模事業者等の生産性革命

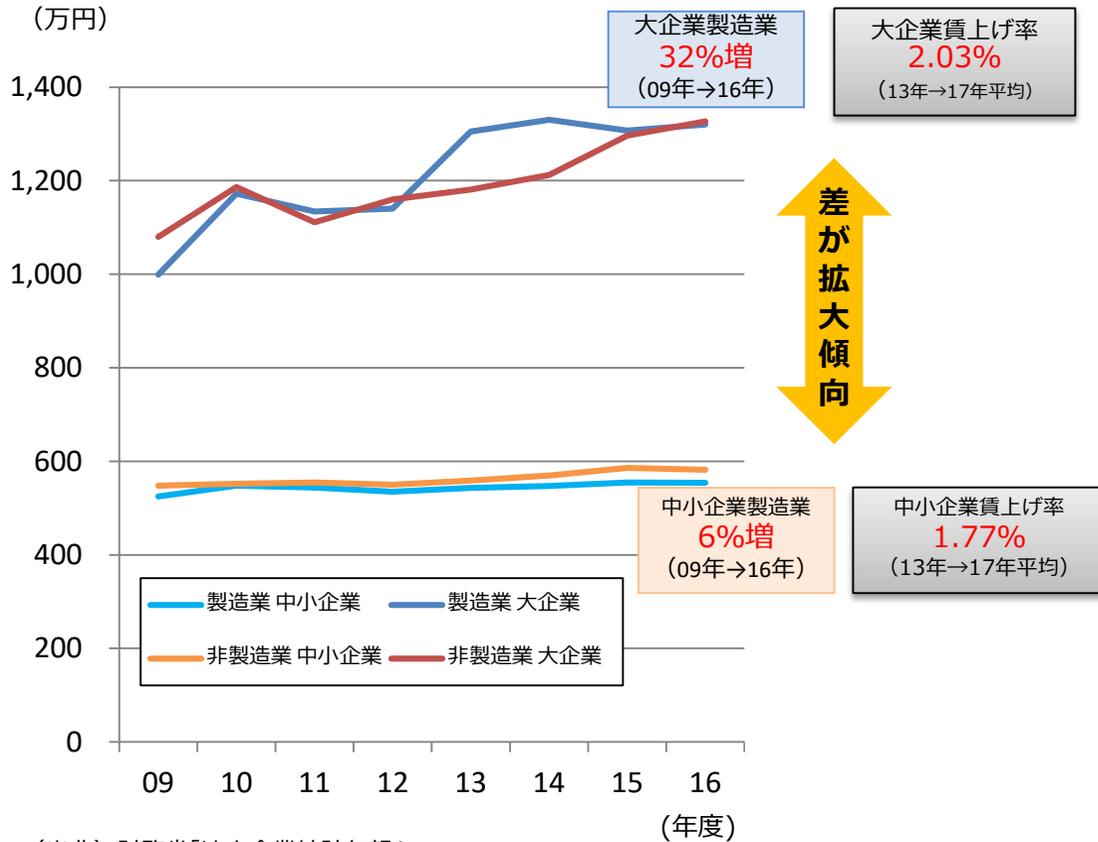
（1）中小企業・小規模事業者の投資促進と賃上げの環境の整備

赤字などの厳しい経営環境にある企業も含めた中小企業・小規模事業者の生産性革命を実現するための抜本的な対応として、集中投資期間中、生産性向上のための新たな設備投資を強力に後押しするため、自治体の自主性に配慮しつつ、固定資産税の負担減免のための措置を講じ、これに合わせて、「ものづくり・商業・サービス補助金」等の予算措置を拡充・重点支援する。

(参考) 中小企業の労働生産性の伸び悩みと設備投資の後押しの必要性

- 中小企業の業況は回復傾向であるが、**労働生産性は伸び悩んでおり、大企業との差も拡大傾向**にあり、また、中小企業が所有している設備は特に老朽化が進んでおり、生産性向上に向けた足枷となっている。
- 今後、**少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、事業者自身の労働生産性の飛躍的な向上を図る。**

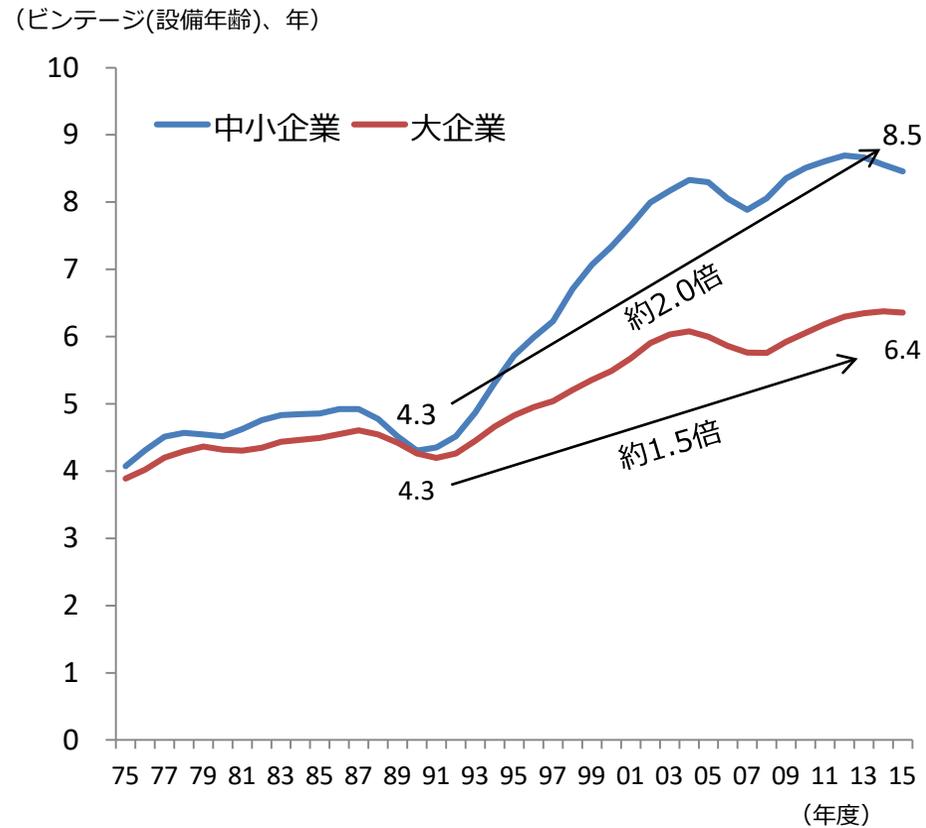
労働生産性の推移と賃上げ率



(出典) 財務省「法人企業統計年報」

(注) ここでいう大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金1億円未満の企業をいう。
また、グラフ中の赤字は2009年から2016年の労働生産性の上昇率

企業規模別設備年齢の推移



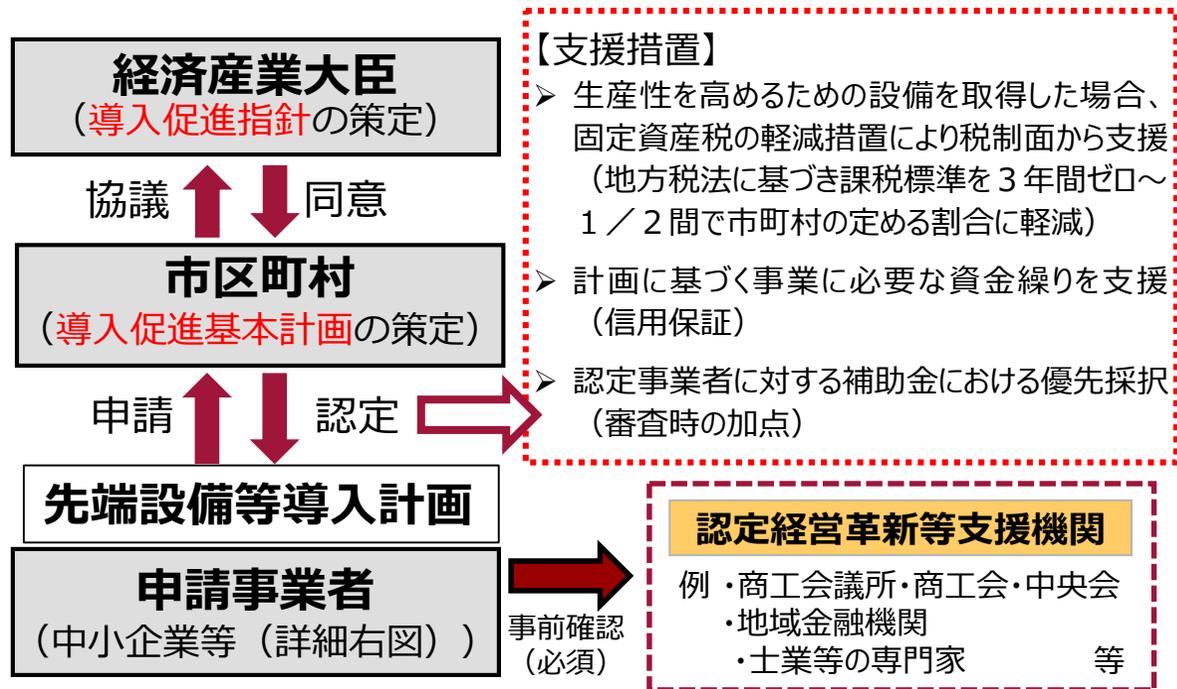
(出典) 財務省「法人企業統計調査年報」より

(一財)商工総合研究所「中小企業の競争力と設備投資」をもとに中小企業庁作成。 2

「先端設備等導入計画」の概要

- 「先端設備等導入計画」は、「生産性向上特別措置法」において措置された、中小企業・小規模事業者等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。
- この計画は、所在している市区町村が国から「導入促進基本計画」の同意を受けている場合に、中小企業・小規模事業者等が認定を受けることが可能です。認定を受けた場合は税制支援や金融支援などの支援措置を活用することができます。

○先端設備等導入計画のスキーム



○認定を受けられる「中小企業者」の規模 (中小企業等経営強化法第2条第1項)

| 業種分類 | 中小企業等経営強化法第2条第1項の定義 | |
|--------------------|---------------------|-------------|
| | 資本金の額又は出資の総額 | 常時使用する従業員の数 |
| 製造業その他 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| 小売業 | 5千万円以下 | 50人以下 |
| サービス業 | 5千万円以下 | 100人以下 |
| 政令指定業種 ゴム製品製造業* | 3億円以下 | 900人以下 |
| ソフトウェア業又は情報処理サービス業 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 旅館業 | 5千万円以下 | 200人以下 |

*自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

(注) 税制支援は対象となる規模要件が異なりますのでご注意ください。

「先端設備等導入計画」の内容

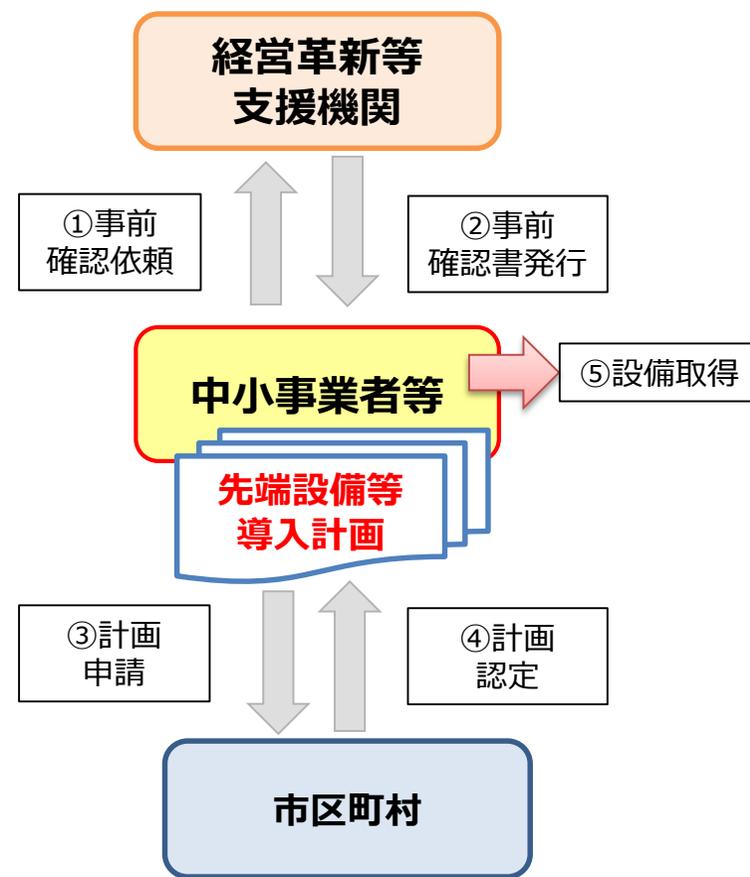
- 中小企業者が、①計画期間内に、②労働生産性を一定程度向上させるため、③先端設備等を導入する計画を策定し、所在する市区町村における「導入促進基本計画」等に合致する場合に認定を受けることができます。

○先端設備等導入計画の主な要件

| 主な要件 | 内容 |
|----------|--|
| 計画期間 | 計画認定から3年間～5年間 |
| 労働生産性 | <p>計画期間において、基準年度*比で労働生産性が年平均3%以上向上すること *直近の事業年度末</p> <p>○算定式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> $\frac{\text{(営業利益 + 人件費 + 減価償却費)}}{\text{労働投入量}}$ <p style="text-align: center;">(労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間)</p> </div> |
| 先端設備等の種類 | <p>労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記設備</p> <p>【減価償却資産の種類】 機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア</p> |
| 計画内容 | <ul style="list-style-type: none"> ○導入促進指針及び導入促進基本計画※に適合するものであること ○先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること ○認定経営革新等支援機関（商工会議所、商工会等）において事前確認を行った計画であること |

※市町村によって、対象設備及び地域等が異なる場合あり

○先端設備等導入計画の認定フロー



(参考)国、市町村及び中小企業者等が策定する法定計画等の概要

①導入促進指針

主体：国

概要：

第1 先端設備等の導入の促進の目標の設定に関する事項

1 先端設備等の導入の促進の目標

- ・市区町村内の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態を分析
- ・先端設備等の導入の目標、如何にして生産性の向上を図るかの概略

2 経営指標

- ・市区町村が先端設備等導入計画を認定するに当たっては労働生産性を判断基準に設定
- ・労働生産性の目標伸び率は年平均3%以上

【注】労働生産性とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数又は労働者数×一人当たり年間就業時間）で除したものの

第2 先端設備等の導入の促進に関する基本的な事項

1 先端設備等の種類

2 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項（対象地域、対象業種・事業）

3～4 導入促進基本計画及び先端設備等導入計画の期間

第3 その他先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

1 地域の特性の活用

4 中小企業者に対する施策の総合的推進

2 雇用への配慮

5 計画の進捗状況についての調査

3 認定等に対する配慮

(参考)国、市町村及び中小企業者等が策定する法定計画等の概要

②導入促進基本計画

主体：市町村 ※特別区を含む

項目：

- 1 先端設備等の導入の促進の目標
 - (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等
 - (2) 目標（市区町村としての目標）
 - (3) 労働生産性に関する目標（事業者の目標。労働生産性が年平均3%以上向上。）
- 2 先端設備等の種類
- 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項
 - (1) 対象地域
 - (2) 対象業種・事業
- 4 計画期間
 - (1) 導入促進基本計画
 - (2) 先端設備等導入計画
- 5 その他先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

※導入促進基本計画が次のいずれにも該当するものであるときは、国は同意するものとする。

- 国の導入促進指針に適合するものであること。
- 先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 導入促進基本計画の実施が当該市町村の企業の生産性の向上に資するものであること。

(参考)国、市町村及び中小企業者等が策定する法定計画等の概要

③先端設備等導入計画

主体：中小企業者

項目：

- 1 名称等
- 2 計画期間
- 3 現状認識
 - (1) 自社の事業概要
 - (2) 自社の経営状況（財務状況や改善すべき項目）
- 4 先端設備等導入の内容
 - (1) 事業の内容及び実施時期（具体的な取組内容、将来の展望）
 - (2) 先端設備等の導入による労働生産性向上の目標（現状、計画終了時の目標）
 - (3) 先端設備等の種類及び導入時期
 - ・直接当該事業の用に供する設備として取得する設備の概要
（設備名・型式、導入時期、所在地、設備等の種類、単価、数量、金額 等）
 - ※生産性向上に資する指標が旧モデル比で年1%以上向上することを確認する際には
工業会証明書を添付することにより確認
- 5 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法

※認定経営革新等支援機関（商工会議所、商工会等）において、先端設備等導入計画に記載された直接当該事業の用に供する設備の導入によって労働生産性が年平均3%以上向上するかについて確認し、確認書を発行。中小企業者等は、当該確認書を添えて市町村へ認定申請。

※市町村は、先端設備等導入計画が次に掲げる基準に合致するときは、その認定をするものとする。

- 導入促進指針及び導入促進基本計画に適合するものであること。
- 先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

固定資産税の特例について

- 先端設備等導入計画の認定を中小企業のうち、以下の一定の要件を満たした場合、地方税法において固定資産税の特例を受けることができます。

| | |
|-------------|--|
| 対象者 ※ 1 | 資本金額 1 億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社を除く） |
| 対象設備 ※ 1 | 生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均 1 %以上向上する下記の設備 【減価償却資産の種類（最低取得価格/販売開始時期）】 <ul style="list-style-type: none">◆ 機械装置（160万円以上/10年以内）◆ 測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内）◆ 器具備品（30万円以上/6年以内）◆ 建物附属設備（※ 2）（60万円以上/14年以内） |
| その他要件 | 生産、販売活動等の用に直接供されるものであること/中古資産でないこと |
| 特例措置 | 固定資産税の課税標準を、3年間 ゼロ～1 / 2（※ 3）に軽減 |

※ 1 市町村によって異なる場合あり ※ 2 家屋と一体となって効用を果たすものを除く ※ 3 市町村の条例で定める割合

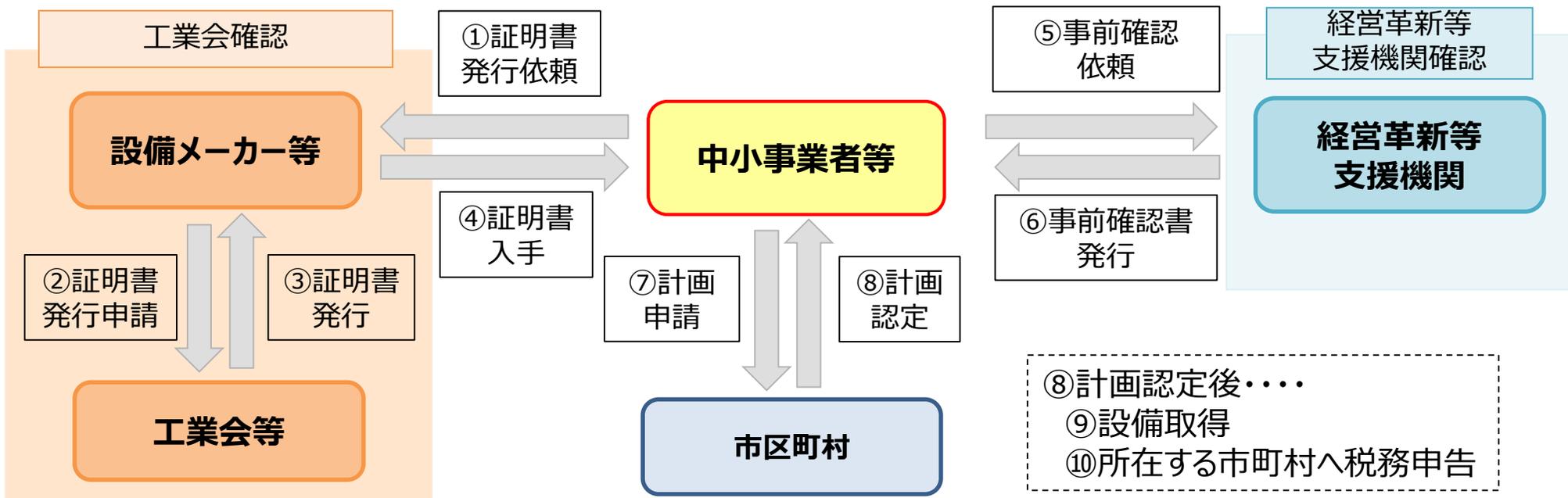
固定資産税の特例について（スキーム図）

＜工業会等の確認内容＞

- 一定の期間内に販売が開始されたモデルであること
- 生産性向上（年平均1%以上）要件を満たしていることの確認（同一メーカーにおける旧モデルとの比較とし、使用する指標は工業会等の判断による）

＜経営革新等支援機関の確認内容＞

- 先端設備等導入計画記載の直接当該事業の用に供する設備の導入によって労働生産性が年平均3%以上向上するかについて確認



【注1】 「先端設備等導入計画」の申請・認定前までに工業会の証明書が取得できなかった場合でも、認定後から固定資産税の賦課期日（1月1日）までに工業会証明書を追加提出することで特例を受けることが可能です。（計画変更により設備を追加する場合も同様。） <詳細次頁>

【注2】 工業会証明書につきましては、中小企業等経営強化法の証明書と異なるものとなる可能性がありますので、法律の成立後に公開される様式をご利用いただくようご注意ください。

※ 1 当該設備の性能把握や同一メーカー内の新旧モデルの判別が必要であるため、設備メーカーによる申請が望ましいが、代理店や子会社等で正確な申請が可能な場合は、設備メーカーに代わって申請することを可とする。

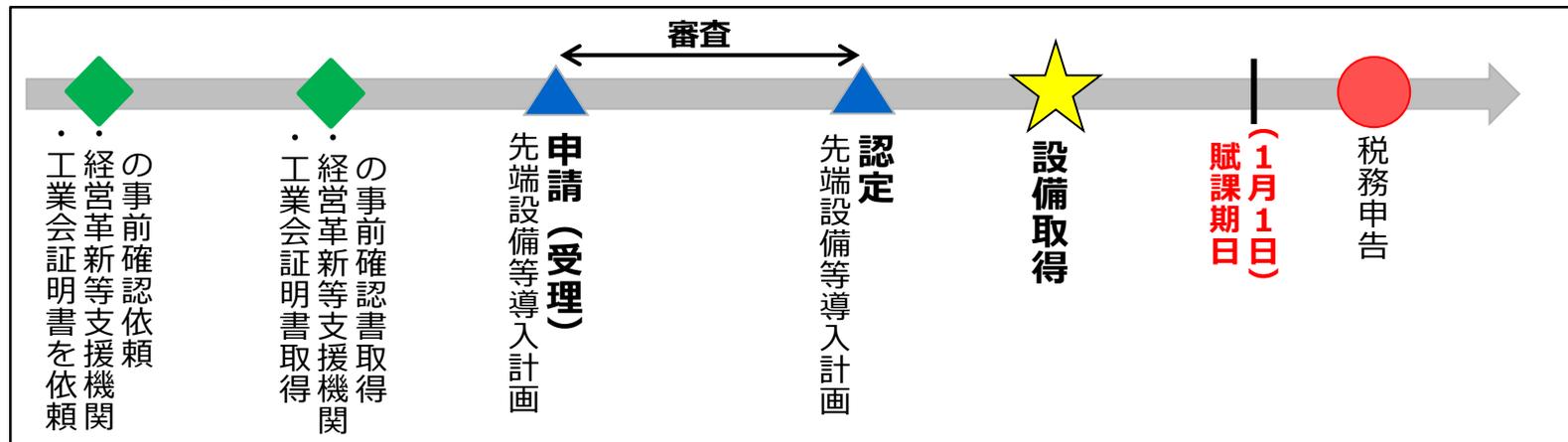
※ 2 設備メーカー自身がその工業会の会員であるか非会員であるかに依らず、設備毎に証明団体として指定されている工業会等へ申請すること。

※ 3 補助金の優先採択を検討されている場合、補助金の交付決定前に契約した設備は補助対象になりませんので、工業会の証明書取得の際などにご留意ください。

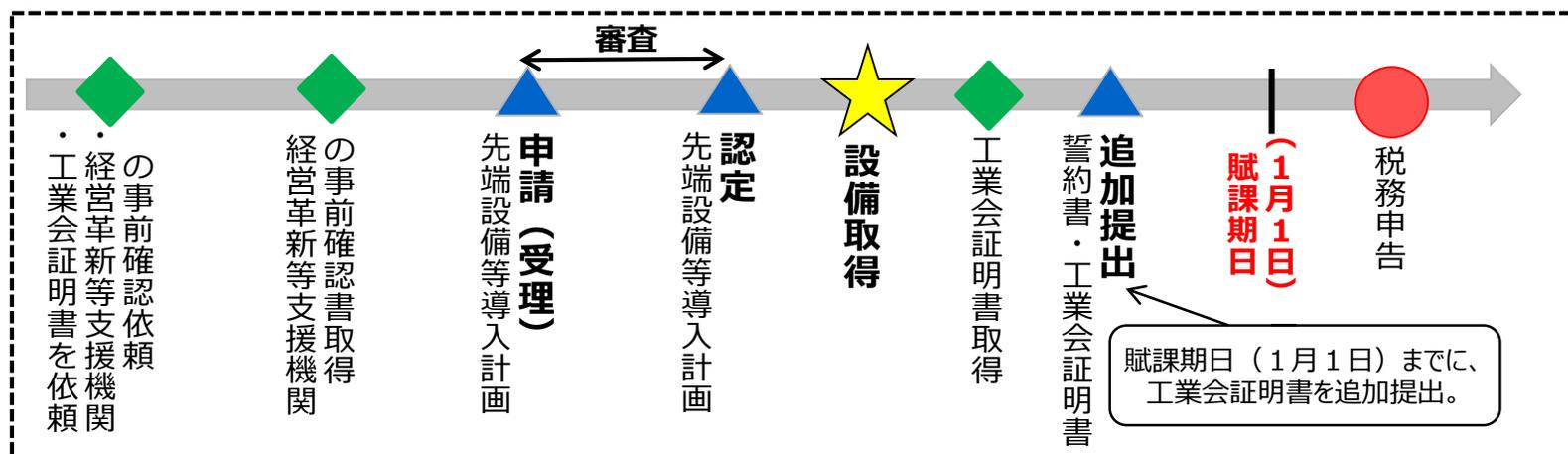
(参考) 設備の取得時期について

- 先端設備等については、以下のとおり、「先端設備等導入計画」の認定後に取得することが【必須】です。
- ただし、「先端設備等導入計画」の申請・認定前までに、工業会の証明書が取得できなかった場合でも、認定後から固定資産税の賦課期日（1月1日）までに工業会証明書を追加提出することで特例を受けることが可能です。（計画変更により設備を追加する場合も同様です。）

○設備取得と計画認定のフロー



【例外】工業会証明書が申請までに間に合わない場合



【注】 工業会証明書につきましては、中小企業等経営強化法の証明書と異なるものとなる可能性がありますので、法律の成立後に公開される様式をご利用いただくようご注意ください。

【生産性向上特別措置法】 先端設備等導入計画 策定の手引き

平成30年6月版



※本手引きは予告なく修正されることがありますので、必ず中小企業庁HPに掲載されている最新版をご確認ください。

目次

1. 先端設備等導入計画の概要

- (1) 制度の概要・・・P.1
- (2) 制度利用のポイント・・・P. 1
- (3) 制度活用の流れ・・・P.2
- (4) 中小企業者等の範囲・・・P. 3
- (5) 記載内容・・・P.4

2. 税制支援

- (1) 税制支援の概要・・・P.5
- (2) 適用手続き・・・P. 6
- (3) 所有権移転外リースの場合・・・P7
- (4) 設備の取得時期・・・P8

3. 金融支援

- (1) 金融支援の概要・・・P9
- (2) 適用手続き・・・P9

4. 手続き方法

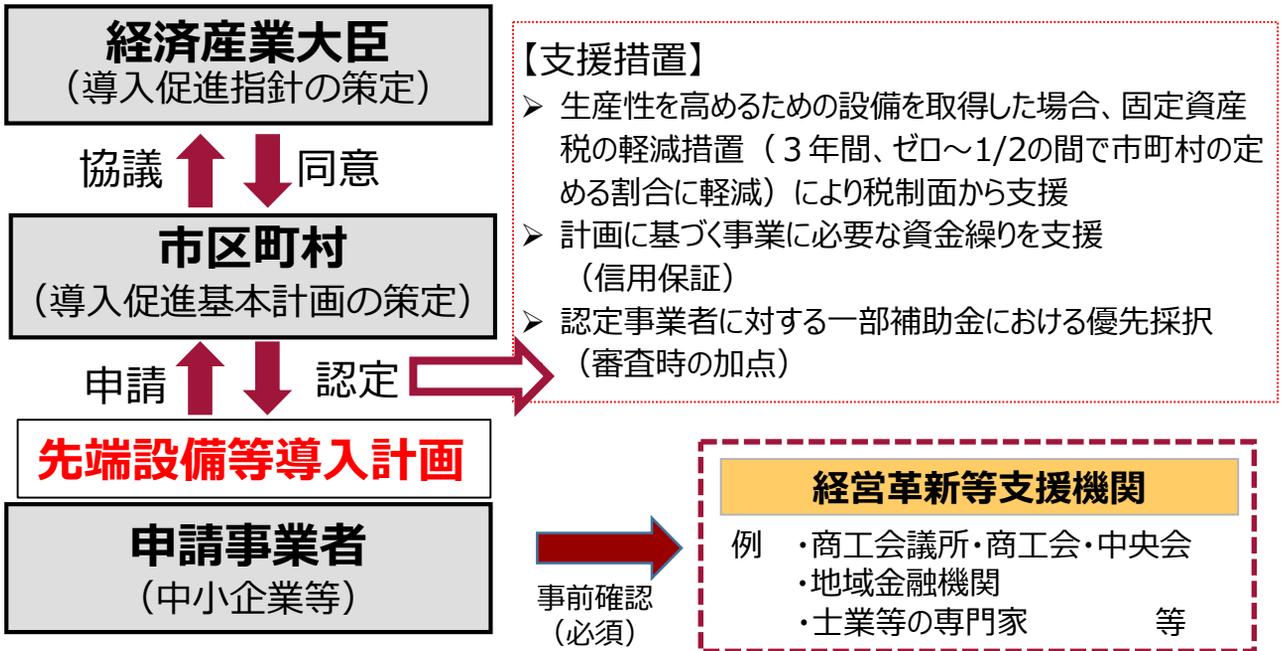
- (1) 先端設備等導入計画の策定・・・P10
- (2) 先端設備等導入計画の申請・・・P13
- (3) 変更申請・・・P13

5. ホームページ・問い合わせ先・・・P.14

1. 「先端設備等導入計画」の概要

(1) 制度の概要

「先端設備等導入計画」は、生産性向上特別措置法において措置された、中小企業・小規模事業者等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。この計画は、所在している市区町村が国から「導入促進基本計画」の同意を受けている場合に、認定を受けることができます。認定を受けた場合は税制支援などの支援措置を受けることができます。



(2) 制度利用のポイント

【ポイント1】

「導入促進基本計画」の同意を受けた市区町村に所在している中小企業者が対象
「生産性向上特別措置法」に基づく「導入促進基本計画」の同意を受けた市区町村に所在している中小企業者を対象とし、国・市町村が一体となって、中小企業の生産性の向上を強力に後押し。

【ポイント2】

事前確認を受けた計画が対象

認定経営革新等支援機関（商工会議所・商工会・中央会や土業、地域金融機関等）に予め計画の確認を受けて市町村に申請する必要があります。

【ポイント3】

認定された場合、計画実行のための支援措置（税制措置等）が受けられます

- 税制措置・・・認定計画に基づき取得した一定の設備について、固定資産税の特例措置を受けることができます。
- 金融支援・・・民間金融機関の融資に対する信用保証に関する支援を受けることができます。
- 予算支援・・・一部の補助事業において優先採択を行います。

1. 「先端設備等導入計画」の概要

(3) 制度活用の流れ

1. 制度の利用を検討／事前確認・準備

- ① 所在する市区町村が「導入促進基本計画」を策定しているか確認。
 - ・導入促進基本計画を策定している市区町村については、中小企業庁HP等で公表予定です。
 - ・市区町村によっては、認定の対象となっていない業種や地域等もございますので、詳細については所在する市区町村にお問い合わせください。
 - ・認定を受けられるのは、新規取得する設備が所在する市区町村になります。
- ② 認定を受けるためには、該当する新規取得設備の取得日より前に「先端設備等導入計画」の策定・認定が必要なため、活用にあたってはスケジュールを確認。
 - ・既に取得した設備を対象とする計画は認定されませんのでご注意ください。（特例はございません。）
 - ・経営革新等支援機関の事前確認や市区町村における認定事務に一定以上期間を要する場合があります。余裕を持って計画の策定準備をしてください。

税制措置を受けたい場合

- ・適用対象者の要件（資本金1億円以下など）や手続き等を確認して下さい。
- ・税制措置を受けるためには、計画申請時に工業会証明書や経営革新等支援機関の確認書等が必要です。

金融支援を受けたい場合

- ・適用対象者の要件や手続き等を確認して下さい。
- ・金融支援を受けるためには、計画申請前に関係機関にご相談頂く必要があります。
- ・また、経営革新等支援機関の確認書等が必要です。

2. 「先端設備等導入計画」の作成

- ① 所在する市区町村が策定した「導入促進基本計画」の内容に沿っているか確認。
- ② 「先端設備等導入計画」の様式・記載例を確認し、認定支援機関に確認を依頼。
- ③ 税制措置を受けるためには、新規取得設備に係る工業会証明書を依頼。
※申請までに工業会証明書が取得できない場合には、市区町村に、後日追加提出する旨をお伝えください。

3. 「先端設備等導入計画」の申請・認定

- ① 所在する市区町村長に計画申請書（必要書類を添付）を提出。
- ② 認定を受けた場合、市区町村長から認定書が交付されます。
（計画申請書の写しが添付されている場合もあります。）

4. 「先端設備等導入計画」の開始、取組の実行

- ・税制措置・金融支援を受け、生産性向上のための取組を実行。
※税制措置の適用を受けるためには別途要件を満たす必要があります。詳しくはP5をご覧ください。

1. 「先端設備等導入計画」の概要

(4) 中小企業者の範囲

○認定を受けられる「中小企業者」の規模（中小企業等経営強化法第2条第1項）

(注) 市区町村が定める導入促進基本計画によって対象となる業種等が異なる場合があります。
また、税制支援は対象となる規模要件が異なりますのでご注意ください。

| 業種分類 | | 中小企業等経営強化法第2条第1項の定義 | |
|----------------------------|------------------------|---------------------|-----------------|
| | | 資本金の額又は 出資の総額 | 常時使用する 従業員の数 |
| 製造業その他* | | 3億円以下 | 300人以下 |
| 卸売業 | | 1億円以下 | 100人以下 |
| 小売業 | | 5千万円以下 | 50人以下 |
| サービス業 | | 5千万円以下 | 100人以下 |
| 政 令 指 定 業 種 | ゴム製品製造業** | 3億円以下 | 900人以下 |
| | ソフトウェア業又は 情報処理サービス業 | 3億円以下 | 300人以下 |
| | 旅館業 | 5千万円以下 | 200人以下 |

* 「製造業その他」は、上記「卸売業」から「旅館業」まで以外の業種が該当します。

** 自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

また、企業組合、協業組合、事業協同組合等についても先端設備等導入計画の認定を受けることができます（以下参照）。

「中小企業者」に該当する法人形態等について

- ① 個人事業主
- ② 会社（会社法上の会社（有限会社を含む。））
- ③ 企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、
協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、
商工組合（「工業組合」「商業組合」を含む。）、商工組合連合会（「工業組合連合会」「商業組合連合会」
を含む。）、商店街振興組合、商店街振興組合連合会
- ④ 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、
酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、
酒販組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、技術研究組合

※①、②については、上記表に該当する必要があります。④については、構成員の一定割合が中小企業であることが必要です。

※①個人事業主の場合は開業届が提出されていること、法人（②～④）の場合は法人設立登記がされていることが必要です。

1. 「先端設備等導入計画」の概要

(5) 記載内容

中小企業者が、①一定期間内に、②労働生産性を、③一定程度向上させるため、④先端設備等を導入する計画を策定し、その内容が所在する市区町村の「導入促進基本計画」に合致する場合に認定を受けられます。

① 一定期間とは？

- ・計画認定から3年間、4年間又は5年間
- ※市区町村が作成する導入促進基本計画で定めた期間となります。

② 労働生産性とは？

- ・労働生産性は、次の算式によって算定します。 *会計上の減価償却費

$$\frac{(\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}^*)}{\text{労働投入量}}$$

労働投入量

(労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間)

③ 一定程度向上とは？

- ・基準年度*比で労働生産性が年平均3%以上向上すること。

*直近の事業年度末

④ 先端設備等とは？

- ・労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記設備。

<対象設備>

機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア

※市区町村が作成する導入促進基本計画で異なる場合があります。

<計画の記載内容>

① 先端設備等導入の内容

- ・事業の内容及び実施時期
- ・労働生産性の向上に係る目標

② 先端設備等の種類及び導入時期

- ・直接当該事業の用に供する設備として取得する設備の概要
例) 機械の種類、名称・型式、設置場所等

③ 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法

※認定経営革新等支援機関が事前確認を行う

2. 税制支援

(1) 税制の概要

①中小事業者等が、②適用期間内に、市区町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき、③一定の設備を新規取得した場合、新規取得設備に係る固定資産税の課税標準が3年間にわたってゼロ～1/2の間で市区町村が定めた割合に軽減されます。

条文：地方税法附則第15条第47項（固定資産税等の課税標準の特例）

① 中小事業者等とは？

- ・資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

ただし、次の法人は、たとえ資本金が1億円以下でも中小企業者とはなりません。

- ①同一の大規模法人（資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人又は資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人）から2分の1以上の出資を受ける法人
- ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

② 適用期間とは？

「生産性向上特別措置法」の施行日から平成33年3月31日までの期間

③ 一定の設備とは？

<先端設備等の要件>

下の表の対象設備のうち、以下の2つの要件を満たすもの

- ・要件①：一定期間内に販売されたモデル
(最新モデルである必要はありません。中古資産は対象外です。)
- ・要件②：生産性の向上に資するものの指標（生産効率、エネルギー効率、精度など）が旧モデルと比較して年平均1%以上向上している設備

※要件①、②について、工業会等から証明書を取得する必要があります。

証明書取得から税制の適用を受けるまでの流れについてはP. 6を参照。

<対象設備>

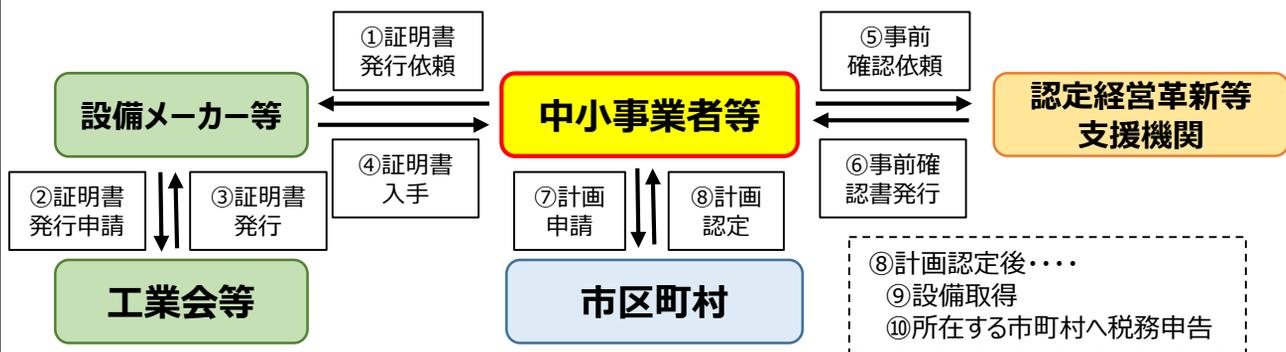
| 設備の種類 | 用途又は細目 | 最低価額 (1台1基又は 一の取得価額) | 販売開始時期 |
|------------|------------|----------------------------|--------|
| 機械装置 | 全て | 160万円以上 | 10年以内 |
| 工具 | 測定工具及び検査工具 | 30万円以上 | 5年以内 |
| 器具備品 | 全て | 30万円以上 | 6年以内 |
| 建物附属設備(※1) | 全て | 60万円以上 | 14年以内 |

※1 償却資産として課税されるものに限る。

※2 上記表はあくまで対象となり得る対象設備のリストになります。市区町村が策定する「導入促進基本計画」によっては、対象が異なる場合がございますので、ご注意ください。

2. 税制支援

(2) 適用手続き



▶ 各様式は中小企業庁ホームページからダウンロードできます。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kougyoukai.html>

市区町村によっては、自治体用にカスタマイズしている可能性もありますので、所在する市区町村の自治体のHPなどもご確認ください。

① 中小事業者等は、当該設備を生産した機器メーカー等（以下「設備メーカー」）に証明書の発行を依頼してください。（中小企業経営強化税制と同じ証明書（1枚）で適用できます。）

※②～③は設備メーカー等と工業会等とのやりとりです。

② 依頼を受けた設備メーカー等は、証明書（様式1）及びチェックシート（様式2）に必要事項を記入の上、当該設備を担当する工業会等の確認を受けてください。

（注）設備の種類ごとに担当する工業会等を定めております。詳しくは中小企業庁ホームページをご参照ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

③ 工業会等は、証明書及びチェックシートの記入内容を確認の上、設備メーカー等に証明書を発行してください。

④ 工業会等から証明書の発行を受けた設備メーカー等は、依頼があった設備ユーザーに証明書を転送してください。

⑤・⑥ 認定経営革新等支援機関（商工会議所、商工会等）において、「先端設備等導入計画」の内容（直接当該事業の用に供する設備の導入によって労働生産性が年平均3%以上向上するか）を確認し、確認書を発行。

⑦・⑧ 中小事業者等は、計画申請書及びその写しとともに④の工業会証明書の写し、⑥の経営革新等支援機関の事前確認書を添付して、市区町村に計画申請します。市区町村は、内容を確認し、適正と認められた場合は認定書等を交付します。

⑨・⑩ 認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した先端設備等については、税法上の要件を満たす場合には、税務申告において税制上の優遇措置の適用を受けることができます。

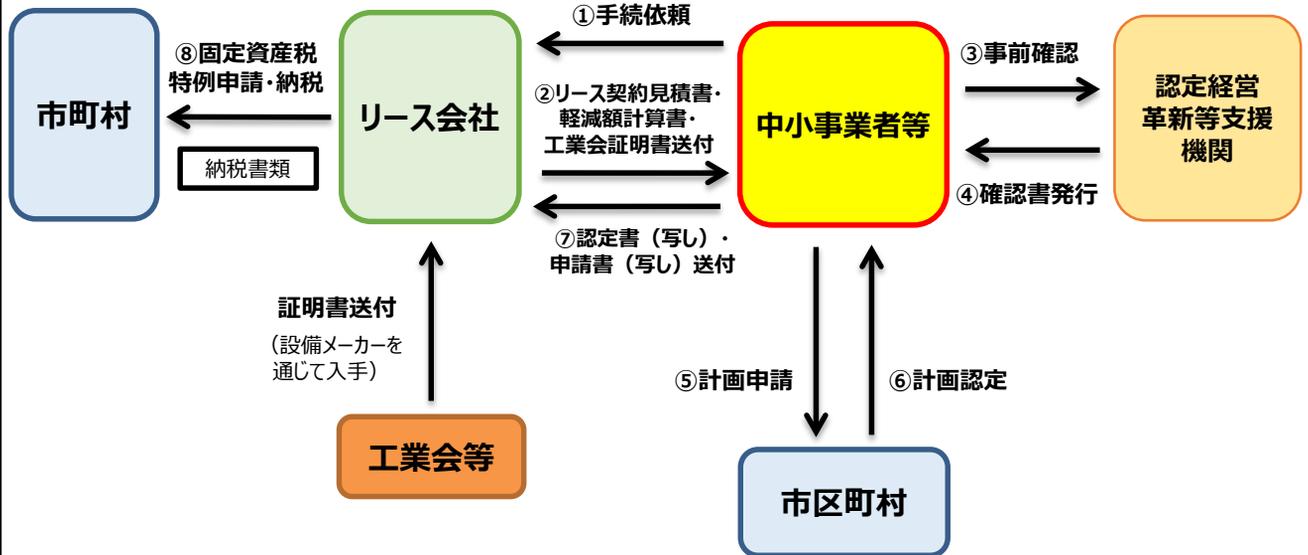
税務申告に際しては、納税書類に④の工業会証明書の写し、⑦認定を受けた計画の写し、⑧認定書の写しを添付してください。

（注）本手続きを行っていただいた場合でも、税務の要件（取得価額や中古資産でない等）を満たさない場合は、税制の適用が受けられないことにご注意ください。

2. 税制支援

(3) 所有権移転外リースの場合（設備の利用者と固定資産税の負担者が異なる場合）

※ 所有権移転リースであって、リース会社が固定資産税を負担する場合も該当します。



- 固定資産税を負担するリース会社が特例を利用し、その軽減分をリース料から減額することで中小事業者等に還元する仕組みです。
- 工業会証明書のほか、リース契約見積書、（公社）リース事業協会が確認した軽減額計算書が必要になりますので、詳しくはリース会社にご相談ください。

- ① 中小事業者等は、設備を決定し、リース会社に手続きを依頼します。
 - ② リース会社は、リース契約見積書・（公社）リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書・工業会証明書を中小事業者等に送付します。
 - ③・④ 認定経営革新等支援機関（商工会議所、商工会等）において、「先端設備等導入計画」の内容（直接当該事業の用に供する設備の導入によって労働生産性が年平均3%以上向上するか）を確認し、確認書を発行。
 - ⑤ 先端設備等の種類を記載した計画申請書とその写しとともに、②のリース会社から入手した書類（リース契約見積書、軽減額計算書）の写し、工業会証明書の写し及び④の経営革新等支援機関の事前確認書を添付して、市区町村に計画申請します。
- ※リース会社から入手した書類については、中小事業者等が保管してください。
- ⑥ 市区町村は、認定書を設備ユーザーに交付します。
 - ⑦ 中小事業者等はリース会社に計画認定書の写しと計画申請書の写しを送付します。
 - ⑧ リース会社が自治体に納税手続を行います。

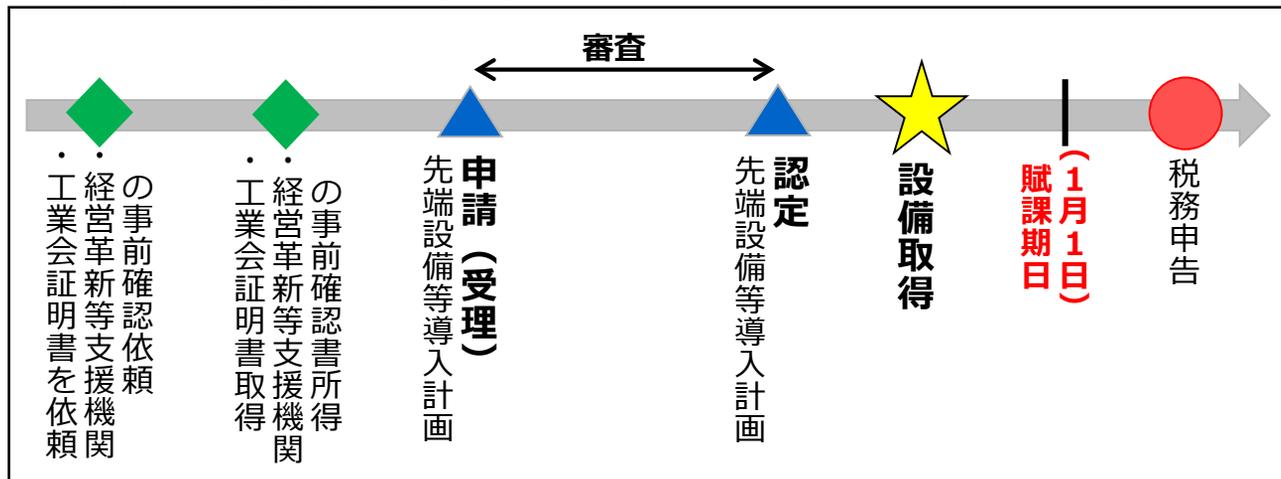
（注）本手続きを行った場合でも、税務の要件（取得価額や中古資産でない等）を満たさない場合は、税制の適用が受けられないことにご注意ください。

2. 税制支援

(4) 設備の取得時期

先端設備等については、以下のとおり、「先端設備等導入計画」の認定後に取得することが【必須】です。中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」のように、設備取得後に計画申請を認める特例はございませんのでご注意ください。

○設備取得と計画認定のフロー

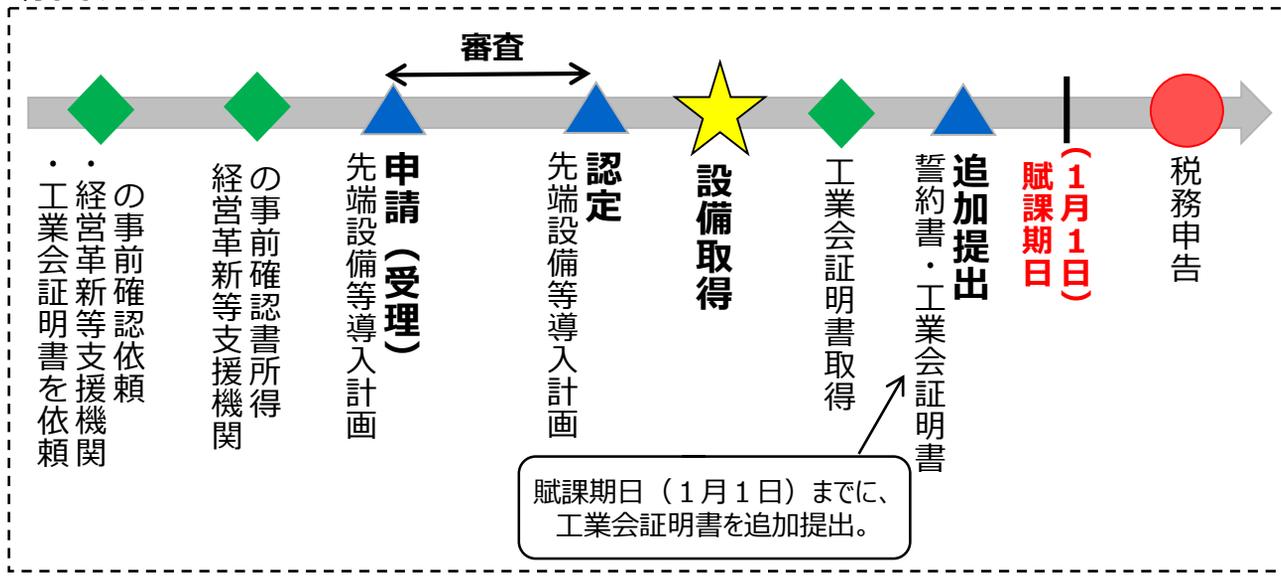


【例外】工業会証明書が申請までに間に合わない場合

固定資産税の特例を利用するためには、工業会証明書が必要となります。

設備取得前までに「先端設備等導入計画」の認定を取ることが必須となりますが、「先端設備等導入計画」の申請・認定前までに、工業会の証明書が取得できなかった場合でも、認定後から賦課期日（1月1日）までに、様式第4による誓約書及び工業会証明書を追加提出することで3年間特例を受けることが可能です（計画変更により設備を追加する場合も同様です）。

※税務申告に際しては、納税書類に、工業会証明書の写し、認定を受けた計画の写し、認定書の写しを添付してください。



3. 金融支援

「先端設備等導入計画」が認定された事業者は、資金調達に際し債務保証に関する支援を受けることができます。

(1) 金融支援の概要

○ 中小企業信用保険法の特例

中小企業者は、「先端設備等導入計画」の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等とは別枠での追加保証が受けられます。

保証限度額

| | 通常枠 | 別枠 |
|--------|------------|------------|
| 普通保険 | 2億円（組合4億円） | 2億円（組合4億円） |
| 無担保保険 | 8,000万円 | 8,000万円 |
| 特別小口保険 | 2,000万円 | 2,000万円 |

(2) 適用手続き

金融支援のご活用を検討している場合は、「先端設備等導入計画」を提出する前に、関係機関にご相談ください。関係機関は以下の通りです。

| 機関の名称／問い合わせ窓口 | 電話番号 |
|------------------------------------|----------------------------------|
| 各都道府県の信用保証協会 または（一社）全国信用保証協会連合会 | 各都道府県の信用保証協会 または、03-6823-1200 |

注意事項

金融機関及び信用保証協会の融資・保証の審査は、市区町村による先端設備等導入計画の認定審査とは別に行います。認定を取得しても融資・保証を受けられない場合があります。

4. 手続き方法 (1) 先端設備等導入計画の策定

申請様式の記載方法

(注) 以下の内容は一般的な記載方法を示したものです。申請先となる市区町村の導入促進基本計画やHP等をよく確認下さい。

先端設備等導入計画申請書の入手方法

生産性向上特別措置法 |

検索



➤ 申請様式類は以下のURLからダウンロードできます。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>

(中小企業庁ホームページ → 経営サポート → 生産性向上特別措置法による支援 → 4.先端設備等導入計画について)

【様式第1 (申請書表紙)】

様式第三 (第4条関係)

先端設備等導入計画に係る認定申請書

平成 年 月 日

〇〇市長 〇〇 〇〇 殿

住 所 〒000-0000
〇〇県〇〇市〇〇1丁目2-3

名 称 及 び 株式会社〇〇製作所
代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 印

生産性向上特別措置法第40条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

(備考)

- 1 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

申請者は以下の要領に従って、先端設備等導入計画の必要事項を記載し、生産性向上特別措置法第40条第4項の認定要件を満たすことを示すこと。

申請者名は、共同で先端設備等導入計画を実施する場合においては、当該計画の代表事業者の名称及びその代表者の氏名を記載し、代表事業者以外の先端設備等導入計画参加事業者については、申請書の余白に事業者名を記載すること。

➤ <宛名>は、先端設備等の所在地を管轄する市区町村長です。

➤ 官職名が記載されていれば、氏名は省略しても差し支えありません。

➤ <申請者名>は、氏名を自署する場合、押印は省略できます。押印する場合は、実印としてください。

➤ 共同申請の場合は、代表となる1社(者)について記載し、代表者以外の参加企業については、余白に住所、名称及び代表者の氏名を記載し、押印してください。

➤ 認定申請書の提出の際に、(備考)及び(記載要領)は必要ありません。

【別紙 (計画書)】

別 紙

先端設備等導入計画

1 名称等

| | |
|--------------------|----------------|
| 1 事業者の氏名又は名称 | 株式会社〇〇製作所 |
| 2 代表者名 (事業者が法人の場合) | 代表取締役 〇〇 〇〇 |
| 3 法人番号 | ×××××××××××××× |
| 4 資本金又は出資の額 | 1,000万円 |
| 5 常時使用する従業員の数 | 12人 |
| 6 主たる業種 | 輸送用機械器具製造業 |

<1 名称等>

➤ 個人事業主など、資本金を有しない場合や法人番号(13桁)が指定されていない場合は、それぞれ記載不要です。

➤ 主たる業種において、中小企業者の判定を行います。複数事業を行っている場合、売上高や付加価値額・従業員数などの経営指標の割合が最も多くの割合を占める事業をさします。

次ページへ

4. 手続き方法 (1) 先端設備等導入計画の策定

申請様式の記載方法

2 計画期間

平成30年 8月 ~ 平成33年 7月

<2 実施時期>

- ▶ 計画開始の月から起算して、①3年(36ヶ月)、②4年(48ヶ月)、5年(60ヶ月)のいずれかの期間を設定して記載して下さい。

3 現状認識

① 自社の事業概要

自動車部品の製造を事業の中核としつつ、電動工具の部品など、多品種小ロットの金属製品の部品製造を行う。

② 自社の経営状況

売上は平成28年3月期210,000千円、平成29年3月期225,000千円と増加しており、営業利益についても平成28年3月期1,200千円から平成29年度3月期2,700千円と増加している。要因としては、大手取引先からの受注量の増加や、熟練工を中心に歩留まり改善に向けた地道な取組みの成果によるものである。

他方で、(1)近年設備投資を行っておらず、現在の受注量を大幅に増加させることは難しいこと、(2)熟練工が定年退職の時期を迎えており、適切な工程設計ができる人員が不足しているほか、長年の経験を活かした歩留まりの改善や品質の向上を図るには限界があることが、今後、当社の生産性を高め、業績を伸ばしていくうえでの課題である。

<3 現状認識>

- ▶ ①欄は、自社の事業等について記載してください。
- ▶ ②欄は、売上高等の財務指標や顧客の数、主力取引先企業の推移、市場の規模やシェア、自社の強み・弱み等を記載してください。

4 先端設備等導入の内容

(1) 事業の内容及び実施時期

① 具体的な取組内容

・現在の設備は導入から年数が経っており、今後の受注増に対応できないことから、新たにNC旋盤1台を導入する。新しい設備の導入により、従来よりも高精度な加工が可能になることに加え、生産期間の短縮が見込めることから、新規取引先の開拓も含めて受注増に取り組む。

・受注が増え、新しい部品を製造する場合であっても品質を維持していけるよう、新たに三次元測定器を導入して熟練工以外の従業員であっても検査にばらつきが生じない体制の構築を図る。

・新たに導入するNC旋盤及び三次元測定器により、製造工程から検査工程を自動化することができるため、これに対応した新しい生産管理システムを導入する。

② 将来の展望

・新たな設備の導入により、より多くの受注に対応できるとともに、受注できる製品の幅も広がることから、積極的な新規顧客の開拓にも取り組み、売上の増加を図る。

・熟練工が定年退職を迎え、貴重な経験が失われることへの対応及び人員の確保が当面の懸案であるが、三次元測定器の導入による品質管理や、製造工程と検査工程の統合による工程の短縮により、熟練工以外の従業員であっても品質のばらつきがなく、限られた人員でもより多くの受注に対応できる体制を構築することにより、大幅な生産性の向上を実現することができる。

<4 先端設備等導入の内容>

- ▶ 「①具体的な取組内容」欄は、実際に先端設備等を導入し、行う取組の内容について記載してください。その際には取組を行う業種についても併せて記載ください。市区町村が策定する基本計画における業種等の限定については、当該内容で判断されることとなります。
- ▶ 「②将来の展望」欄は、先端設備等導入による効果について記載してください。

4. 手続き方法 (1) 先端設備等導入計画の策定

申請様式の記載方法

(2) 先端設備等の導入による労働生産性向上の目標

| 現状 (A) | 計画終了時の目標 (B) | 伸び率 (B-A) / A |
|-----------|-----------------|------------------|
| 8,000 千円 | 8,720 千円 | 9.0% |

(3) 先端設備等の種類及び導入時期

| | 設備名/型式 | 導入時期 | 所在地 |
|---|-----------------------|--------|---------------|
| 1 | NC 旋盤/AAA-0123 | 30年11月 | 〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 |
| 2 | 三次元測定器/XYZ99 | 30年11月 | 〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 |
| 3 | 生産管理システム /ABC55 II | 31年 4月 | 〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 |
| 4 | | 年 月 | |
| 5 | | 年 月 | |

| | 設備等の種類 | 単価 (千円) | 数量 | 金額 (千円) | 証明書等の 文書番号 |
|---|--------|------------|----|------------|---------------|
| ➔ | 機械装置 | 20,000 | 1 | 20,000 | 123456 |
| 2 | 器具備品 | 10,000 | 1 | 10,000 | H30-0015 |
| 3 | ソフトウェア | 5,000 | 1 | 5,000 | 2018-1001 |
| 4 | | | | | |
| 5 | | | | | |

| | 設備等の種類 | 数量 | 金額 (千円) |
|---------------|--------|----|---------|
| 設備等の種類別 小計 | 機械装置 | 1 | 20,000 |
| | 器具備品 | 1 | 10,000 |
| | ソフトウェア | 1 | 5,000 |
| 合計 | | 3 | 35,000 |

5 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法

| 使途・用途 | 資金調達方法 | 金額 (千円) |
|-----------|--------|---------|
| 先端設備等購入資金 | 融資 | 30,000 |
| 先端設備等購入資金 | 自己資金 | 5,000 |
| | | |

<5 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法>

- 「使途・用途」欄には、必要とする資金について、具体的な使途・用途を記載してください。
- 「資金調達方法」欄には、自己資金、融資、補助金等を記載してください。
- なお、同一の使途・用途であっても、複数の資金調達方法により資金を調達する場合には、資金調達方法ごとに項目を分けて記載してください。

<(2) 先端設備等の導入による労働生産性向上の目標>

- 原則として、「A 現状」は計画開始直前の決算（実績）、「B 計画終了時の目標」は計画終了直前決算（目標）を基に計算してください。
- 「A 現状」について、決算一期を経していない場合は合理的な算出方法で現状値を求めて下さい。

【指標の計算について】

労働生産性＝
 (営業利益＋人件費＋減価償却費)
 ÷労働投入量 (労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間)

- 伸び率の計算式の分母Aは絶対値です。

<(3) 先端設備等の種類及び導入時期>

- 導入を予定している先端設備等を、この欄に記載します。
- 本欄に記載する設備は、直接生産若しくは販売又は役務の提供の用に供するもののみになります。
- 「導入時期」欄には、設備取得予定年月を記載して下さい。
- 「所在地」欄には、当該設備の設置予定地（都道府県名・市区町村名）を記載して下さい。
- ※ 同じ型式の設備を複数取得する場合でも、「取得年月」や「所在地」が異なる場合には、列を分けて記載して下さい。
- 各番号の設備の情報を続けて記載して下さい。
- 「設備等の種類」欄には各設備の減価償却資産の種類を記載して下さい。
- 「証明書等の文書番号等」欄には、添付する工業会等の証明書の整理番号を記載して下さい。
- ※ 工業会等の証明書を追加提出する場合、税制の特例を利用しない場合は空欄で提出。
- 「設備等の種類別小計」欄には、各設備等の種類毎に数量、金額の小計を記載して下さい。

4. 手続き方法 (2) 先端設備等導入計画の申請

(注) 以下に記載の内容は一般的な申請手続きを示したものです。
申請先となる所在する市区町村の申請案内をよく確認下さい。

申請書類

- ① 申請書 (原本)
- ② 認定経営革新等支援機関による事前確認書
- ③ その他、市区町村長が必要と認める書類
- ④ 返信用封筒 (A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手 (申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額) を貼付して下さい。)

税制措置の対象となる設備を含む場合

上記①～④に加え以下の書類

- ⑤ 工業会証明書 (写し)
- ⑥ 誓約書 (⑤の追加提出を行う場合)

※固定資産税の軽減措置を受ける際、ファイナンスリース取引であって、リース会社が固定資産税を納付する場合は下記⑦⑧も必要です。

- ⑦ リース契約見積書 (写し)
- ⑧ リース事業協会が確認した軽減額計算書 (写し)

申請先

所在する市区町村 (「導入促進基本計画」の同意を受けた市区町村に限る)
同意を受けている市町村のリストは中小企業庁のHPで公表を予定しています。
「5. ホームページ・問い合わせ先」のURL先をご覧ください。

4. 手続き方法 (3) 変更申請

変更申請について

- 認定を受けた中小企業者等は、当該認定に係る「先端設備等導入計画」を変更しようとするとき (設備の追加取得等) は、その認定をした市区町村の変更認定を受けなければなりません。
- なお、設備の取得金額・資金調達額の若干の変更、法人の代表者の交代等、第41条第1項の認定基準に照らし、認定を受けた「先端設備等導入計画」の趣旨を変えないような軽微な変更は、変更申請は不要です。

先端設備等導入計画変更認定申請書の入手方法

- 様式は以下のURLからダウンロードできます。
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>

4. 手続き方法 (3) 変更申請提出書類

(注) 以下に記載の内容は一般的な申請手続きを示したものです。
申請先となる所在する市区町村の申請案内をよく確認下さい。

申請書類

- ① 変更申請書 (原本)
- ② 先端設備等導入計画 (変更後)
(認定を受けた「先端設備等導入計画」を修正する形で作成してください。
変更・追記部分については、変更点がわかりやすいよう下線を引いてください。)
- ③ 認定経営革新等支援機関による事前確認書
- ④ 旧先端設備等導入計画の写し (認定後返送されたもののコピー)
(変更前の計画である事を、計画書内に手書き等で記載ください。)
- ⑤ 返信用封筒 (A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手 (申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額) を貼付してください。)

税制措置の対象となる設備を含む場合

上記①～⑤に加え以下の書類

- ⑥ 工業会証明書 (写し)
- ⑦ 誓約書 (⑥の追加提出を行う場合)

※固定資産税の軽減措置を受ける際、ファイナンスリース取引であって、リース会社が固定資産税を納付する場合は下記⑧⑨も必要です。

- ⑧ リース契約見積書 (写し)
- ⑨ リース事業協会が確認した軽減額計算書 (写し)

5. ホームページ・問い合わせ先

<ホームページ>

生産性向上特別措置法による支援

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>

(中小企業庁HP → 経営サポート → 生産性向上特別措置法による支援)

<問い合わせ先>

所在する市区町村

(「導入促進基本計画」の同意を受けた市区町村に限る)

同意を受けている市町村のリストは上記中小企業庁のHPで公表を予定しております。

年 月 日

事業者名 殿

認定支援機関 I D 番号

| | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

住 所

名 称

代表者役職

代表者氏名

㊞

先端設備等導入計画に関する確認書

先端設備等導入計画の記載内容について、以下のとおり確認しました。

1. 認定経営革新等支援機関担当者名等

①認定経営革新等支援機関担当者名

②認定経営革新等支援機関電話番号

③認定経営革新等支援機関担当者メールアドレス

2. 先端設備等導入計画の実施に対する所見

・先端設備等導入計画の期間 年間

| 項目 (注) | 所見 |
|---|----|
| 生産・販売活動等に直接つながる先端設備等を導入することにより、目標を達成しうるような労働生産性の向上が見込めるか。 | |

※ 認定支援機関 I D 番号については、各経済産業局 web サイトを参照のうえ記入ください。web サイトに記載がない場合は、認定を受けた各経済産業局にお問い合わせください。

※ 「事業者名」は、先端設備等導入計画を申請する中小企業者を記入してください。

※ 「代表者氏名」に記入する氏名は、本確認書を記載する認定支援機関の内部規定等により判断してください。

※ 「所見」は、導入する先端設備等が生産・販売活動等に直接利用されているか、先端設備等の導入によって労働生産性向上の目標の達成に寄与するかといった観点から内容を確認し、所見を記載してください。確認にあたり、事業内容や計画の記載内容に対する改善提案、アドバイスを行った場合は、その内容も記載してください。

| | |
|------------------|--------------------------|
| (一社) ●●●●工業会指定用紙 | |
| 整 理 番 号 | |
| ① ソフトウェア以外の場合 | <input type="checkbox"/> |
| ② ソフトウェアである場合 | <input type="checkbox"/> |

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の先端設備等
に係る生産性向上要件証明書

| | | |
|---------|-----------|--|
| 当該設備の概要 | 減価償却資産の種類 | |
| | 設備の種類又は細目 | |
| | 設備の名称 | |
| | 設備型式 | |
| | 本社名・事業所名 | |

○上記設備を前提とした場合における該当要件への当否

| | | | |
|----------|---|---|--------------|
| 該当要件 | 一定期間(注1)内に販売開始された製品であるか | ①販売開始年度(西暦): 年度(注2) ②取得(予定)日を含む年度: 年度(注2) ② - ① = 年 | 1. 該当 2. 非該当 |
| | 「生産性向上」(旧モデル比生産性年平均1%以上向上)に該当するか (※)当該設備がソフトウェアである場合、または比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。 | | 1. 該当 2. 非該当 |
| 該当要件への当否 | | | 1. 該当 2. 非該当 |

(注1) 一定期間は、機械装置：10年、工具：5年、器具・備品：6年、建物附属設備：14年、ソフトウェア：5年とする。
(注2) 年度とは、その年の1月1日から12月31日までの期間をいう。

「該当要件」欄に記載されている事項について確認し、該当要件を満たしていることを証明します。

西暦 年 月 日

〒

東京都●●区

一般社団法人●●工業会

会長 ●● ●● 印

当該設備が上記該当要件を満たすものであることを証明します。

西暦 年 月 日

製造事業者等の名称 _____

製造事業者等の所在地 _____

代表者氏名: _____ 印

担当者氏名: _____

所 属: _____

担当者連絡先(電話番号): _____

【経営力向上計画に係る認定申請書における「8. 経営力向上設備等の種類」の「所在地」又は
【先端設備等導入計画に係る認定申請書における「3. 先端設備等の種類」の「所在地」について変更がある場合

| | | |
|--------------|-----------------|-----------------|
| (注3) 変更事項 | 変更前(都道府県名・市町村名) | 変更後(都道府県名・市町村名) |
| | | |

(注3) 経営力向上計画又は先端設備等導入計画の認定申請書の記載から変更が生じた場合、設備取得事業者が変更後の設備情報を記載。

[本証明書に関する注意事項]

本証明書は、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上設備等又は生産性向上特別措置法に基づく先端設備等であって、中小企業経営強化税制及び地方税法附則第15条43項及び47項に規定される固定資産税の課税標準の特例措置の対象設備の要件のうち、生産性向上に係る要件(「一定期間内に販売」、「生産性向上」の要件)を満たしていることを証明するものです。

これら税制措置の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法又は生産性向上特別措置法の計画認定を受けること、当該設備の価額が最低取得価額以上であること、適用期間中に取得すること等の要件を満たす必要があります。

詳細は中小企業庁のホームページをご参照ください。

税制措置の対象設備に関する留意事項
(中小企業庁から税制措置を利用する事業者の皆様へのお知らせ)

- ① 対象設備の種類によって要件が異なることにご注意ください。設備の種類は税務上の資産区分（「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」上の減価償却資産の種類（機械及び装置、器具及び備品、工具など）と同様とお考えください。
- ② 設備の種類については、会社の経理に確認し、税務上の適切な資産区分であることをご確認ください。なお、会社の経理で判断できない場合は、税理士や所轄の税務署に相談ください。
- ③ 同一の設備であっても、用途によっては資産区分が異なる可能性があり、機械装置と器具備品、器具備品と工具等、資産区分が異なることとなった場合、販売開始時期の要件を満たさない可能性があることにご留意ください。
- ④ 中小企業経営強化税制（国税）に関する注意：
医療保健業を行う事業者は医療機器・建物附属設備が対象外、データセンター業を行う事業者は電子計算機が対象外となります。また、対象設備に該当するものでも指定事業の用に供されない場合（映画業を除く娯楽業、電気業、銀行業等）は本税制の対象となりません。
- ⑤ 固定資産税の措置に関する注意：
(1)経営力向上計画に係る固定資産税の特例については、対象となる工具・器具備品・建物附属設備が、一部の地域（7都府県：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府）に所在する場合、対象業種に限定があります。
※固定資産税の特例に関する対象地域・対象業種の確認について
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2017/170404kyokakotei.pdf>
(2)先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例については、市区町村によって対象となる設備や業種、特例率などが異なることがありますので、詳細については中小企業庁又は所在する市区町村にお問い合わせください。
- ⑥ 本証明書の発行、経営力向上計画もしくは先端設備等導入計画の認定を受けた場合であっても、税務の要件（取得価額や指定事業等）を満たさない場合は税制の適用が受けられないことにご注意ください。

<参考>税制措置の対象設備について

| 設備の種類 | 用途又は細目 | 最低価額 | 販売開始時期 |
|------------|----------------------------------|---------|--------|
| 機械装置 | 全て | 160万円以上 | 10年以内 |
| 工具 | 測定工具及び検査工具 | 30万円以上 | 5年以内 |
| 器具備品 | 全て（※3） | 30万円以上 | 6年以内 |
| 建物附属設備（※1） | 全て（※4） | 60万円以上 | 14年以内 |
| ソフトウェア（※2） | 設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの | 70万円以上 | 5年以内 |

※1 固定資産税の措置について、建物附属設備は償却資産として課税されるものに限る。

※2 ソフトウェアについては、国税の措置のみ対象。

※3 国税の措置について、電子計算機については、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人が取得又は製作をするものを除く。医療機器については、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。

※4 国税の措置について、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。

1. 導入促進基本計画に関するQ&A

平成30年5月18日現在

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|---|---|
| 1 | 導入促進基本計画の作成は自治体にとって義務なのか。 | 作成は任意であり、義務ではありません。なるべく多くの自治体に本法の趣旨をご理解いただき、本計画の策定に取り組んでいただきたいと思います。 |
| 2 | 導入促進基本計画のひな形は自治体に示されるのか。計画の分量(枚数)はどの程度を想定しているのか。 | ひな形を作成してお示しする予定です。分量については、数ページ程度になることを予定しております。 |
| 3 | 導入促進基本計画の国への同意手続きは具体的にどの様に行うのか。申請の窓口はどこになるのか。 | 国への同意手続きの窓口は所轄の経済産業局となります。 |
| 4 | 経済産業局の同意を得るにはどの程度の時間が必要か。 | 標準処理期間は30日とする予定です。ただし、申請前に所轄の経済産業局にご相談いただければ同意の手続きもスムーズに進むと思いますので、随時ご相談ください。 |
| 5 | 導入促進基本計画で、国が定める導入促進指針に記載された内容よりも絞り込み、例えば対象地域、対象事業、対象設備等を限定して記載することは可能か。 | 可能です。ただし、対象から外れた地域、事業、設備等については、先端設備等導入計画の認定を受けられないため、固定資産税の特例の対象とならないほか、国の各種補助金の優先採択の対象にもならない点にご留意ください。 |
| 6 | 固定資産税の特例率をゼロ以上1/2以下で市町村の条例で定めるとなっているが、そもそも導入促進基本計画を作成しない場合は条例改正も必要ないという理解でよいのか。 | ご理解のとおりです。 |
| 7 | 固定資産税の軽減による減収への補填措置はあるのか。 | 本措置による基準財政収入額の減少額については、市町村の条例で定める割合を用いて算定されることとなります。 |
| 8 | 例えば、本社が所在する自治体とは異なる自治体に所在する事業所等に設備を導入する場合、事業者はどちらの自治体に先端設備等導入計画の申請を行う必要があるのか。 | 実際に設備投資を行われる事業所等が所在する自治体に先端設備等導入計画の申請を行い、認定を受ける必要があります。 |
| 9 | 各種補助金で優先採択されるとあるが、具体的にどの様に扱われるのか。 | 応募された案件の審査を行う際に加点を行う予定です。補助金ごとに、加点の扱いや交付にあたり必要な条件等の異なる点がありますので、それぞれの募集要項でご確認ください。 |
| 10 | ものづくり補助金について、どのような場合に優先採択されるのか。 | 平成29年度補正予算のものづくり補助金(一次公募)においては、中小企業庁で平成30年4月13日に公表されたアンケート結果(以下、アンケート結果)において、特例率をゼロにすること等を表明した自治体に所在する事業者が、ものづくり補助金の申請において、自身も先端設備等導入計画の認定を受ける旨の意思表示をした場合に優先採択とします。 |

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|---|---|
| 11 | ものづくり補助金において優先採択された場合、交付決定はどの様に行われるのか。 | 平成29年度補正予算のものづくり補助金(一次公募)については、平成30年6月中に採択結果を公表し、順次、採択事業者から交付申請を受け付けます。ただし、交付決定の際には、①事業者が所在する自治体から先端設備等導入計画の認定を受けていること、②当該自治体がアンケート結果のとおり特例率をゼロとしていることが必要となります。 |
| 12 | ものづくり補助金の優先採択について、アンケート結果では特例率をゼロとすることとしていたところ、議会で審議した結果、特例率がゼロにならなかった場合はどうなるのか。 | 上記11のとおり、優先採択された採択事業者の交付決定には、自治体がアンケート結果のとおり特例率をゼロとしていることが必要です。したがって、アンケート結果のとおり特例率がゼロとならなかった場合には、優先採択された採択事業者に対して交付決定は行いません。 |
| 13 | ものづくり補助金の一般型では、先端設備等導入計画の認定を受けた事業者は補助率を2/3に嵩上げされるが、この場合、固定資産税の特例率ゼロも求められるのか。 | ご理解のとおりです。一般型では、上記11に該当する採択事業者は2/3補助率への嵩上げがされます。 |
| 14 | 優先採択された採択事業者に対する交付決定を早期に行うためには、固定資産税の特例率を定める条例改正を6月議会で可決する必要があるとのことだが、議会の承認が6月よりも後になった場合はものづくり補助金の優先採択との関係でどの様な影響が出るのか。 | 優先採択された採択事業者に係る交付決定の手続きは上記11のとおりです。なお、採択事業者は交付決定を受けなければ補助事業を開始することはできません(機械装置等を取得できません)ので、事業者が補助事業を計画どおり開始するためにも、6月議会での条例成立が必要とされます。 |
| 15 | 地方税法附則第15条第47項では、固定資産税の特例率は条例で定めることされているが、これは税条例で措置するのか。また既存のものがある場合、既存の条例の改正でもいいのか。 | 地方税法附則第15条第47項に規定される「ゼロ～1/2」の特例率の割合について規定されている条例であれば、税条例のほか、その他の既存条例の改正かどうかは問いません。 |
| 16 | 平成28年度税制改正で創設された「経営力向上計画に係る特例」との関係はどうなるのか。 | 経営力向上計画の認定については、先端設備等導入計画と重複して受けることも可能ですが、固定資産税の特例については、重複適用はできません。 |
| 17 | 遊休不動産の売却など、本業とは直接関係のない取り組みを主とした先端設備等導入計画であっても認定する必要があるのか。 | 事業者の策定する先端設備等導入計画の指標である「労働生産性」については、その計算式はあくまでも「営業利益」(個人事業主の場合は「事業所得」)に着目しており、本業以外の利益である「営業外利益」の増加については加味されないこととなります。 |
| 18 | 導入促進基本計画の計画期間の途中で計画を変更することも可能か。 | 可能です。計画の変更をする場合は所轄の経済産業局に計画変更に係る所定の手続きをお願いいたします。 |
| 19 | 生産、販売活動等の用に直接供されるものと単純な更新投資との違いをどう判断するのか。 | 計画作成にあたっては、認定経営革新等支援機関に、直接、当該事業の用に供されるものであり、労働生産性が年平均3%以上向上するかの確認を受け、支援機関が発行する確認書を添えて市町村に認定申請していただくことを予定しております。 |

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|--|--|
| 20 | 事業者から先端設備等導入計画の申請を受け付けた際、いつまでに認定を行わないといけないのか。 | 各市町村で他の制度との兼ね合いなどから、決めて頂くこととなると思いますが、国が認定する「経営力向上計画」においては、標準処理期間は30日と設定しています。 |
| 21 | 認定時に工業会証明書が必須ではない場合、市町村ではどのように先端設備等の生産性要件を確認するのか。 | 先端設備等については、経済産業省令において規定されることとなりますが、工業会証明書で確認している要件を課さない設備類型を創設予定であるため、工業会証明書がなくても認定は可能です。他方で、固定資産税の特例を利用するためには、工業会証明書が必要となり、認定を受けた後の最初の固定資産税の賦課期日(1月1日)までに追加提出が必要となります。 |
| 22 | 認定実績等の情報は報告する必要があるのか。 | 認定件数や設備投資金額などの認定時の情報については、政策評価などの観点から月次で指定の様式において報告いただくことを想定しております。 |
| 23 | 認定後のフォローアップはどのような形で行うか。 | 生産性向上特別措置法第50条第3項において、市町村は事業者に対し、認定先端設備等導入計画の実施状況について報告を求められることができるため、それに基づいて報告が求めることが可能です。 経済産業省としては、一定期間経過後に認定事業者に対して、アンケート調査を実施し、実施状況について把握したいと考えているところであり、その際にはご協力いただきたいと考えております。 |
| 24 | 東日本大震災復興特別区域法(復興特区法)及び福島復興再生特別措置法(福島特措法)に基づく固定資産税の免除措置を講じている場合、新たな固定資産税特例との関係でどの様な整理をすればよいか。 | 復興特区法及び福島特措法に基づき、固定資産税の免除措置に関する条例を制定している自治体については、生産性向上特別措置法案に基づく先端設備等導入計画の認定を受けた事業者に対する固定資産税の減免措置よりも幅広く固定資産税を免除していることから、条例で追加的に固定資産税の特例率をゼロとすることを規定せずとも、ものづくり補助金等の補助事業において優先採択の対象とする運用を行う予定です。(償却資産の一部(器具備品等)が免除の対象となっていない場合、別途条例で特例率を定める必要があります。) ただし、当該免除措置を講じている自治体においても、生産性向上特別措置法に基づく措置は、中小企業の生産性向上を支援するためのものであるため、「ものづくり補助金」における優先採択及び2/3補助率への嵩上げについては、(1)市町村が「導入促進基本計画」を策定すること、(2)中小企業が「先端設備等導入計画」の認定を受けることが必要となります。 |

2. 先端設備等導入計画に関するQ&A

平成30年5月18日現在

| No. | 質問 | 回答 | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|--|--|--|------------|-------------|---------|-------|--------|------|-------|--------|------|--------|-------|--------|--------|--------|
| 1 | 認定の対象となる中小企業の範囲は何か。 | <p>中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者であり、下記のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>資本金又は出資の総額</th> <th>常時使用する従業員の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・製造業その他</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>・卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>・小売業</td> <td>5千万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> <tr> <td>・サービス業</td> <td>5千万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> </tbody> </table> | | 資本金又は出資の総額 | 常時使用する従業員の数 | ・製造業その他 | 3億円以下 | 300人以下 | ・卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 | ・小売業 | 5千万円以下 | 50人以下 | ・サービス業 | 5千万円以下 | 100人以下 |
| | 資本金又は出資の総額 | 常時使用する従業員の数 | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・製造業その他 | 3億円以下 | 300人以下 | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・小売業 | 5千万円以下 | 50人以下 | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・サービス業 | 5千万円以下 | 100人以下 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 複数の事業を行っている事業者の場合、中小企業の範囲をどう判定するのか。 | <p>異なる業種に属する複数の事業を持つ場合は「主たる事業」に該当する業種で判断します。</p> <p>「主たる事業」につきましては、売上高・付加価値額・従業員数などの経営指標の割合が最も多くの割合を占める事業を指します。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 先端設備等導入計画の認定対象となる設備と、固定資産税の特例の対象となる設備は同じか。 | <p>中小企業の生産性の向上を短期間を実現するという生産性向上特別措置法の趣旨に鑑み、先端設備等導入計画の認定対象となる設備は、経済産業省令で生産性向上に資する設備として定められたものが対象となります。</p> <p>他方で、固定資産税の特例の対象は別途地方税法で規定しており、その対象は必ずしも一致しないこととなります。</p> <p>なお、自治体が作成する導入促進基本計画において、認定対象の設備をさらに細かく規定している場合がありますので、よくご確認ください。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 認定を受ける場合には必ず設備投資をしていることが必要か。 | <p>「先端設備等導入計画」については、あくまでも設備投資を通じて生産性を高めることを目的とした制度ですので、「導入促進基本計画」に基づく設備投資を行う予定があり、それを通じて生産性を高める計画であることが求められます。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 導入する設備について、どの種類の減価償却資産(機械装置、器具備品等)に該当するか | <p>個々の設備について、機械装置や器具備品等、どの資産として計上するかは、事業者の判断となります。社内の経理担当及び税理士にご確認いただき、個別ケースにおいて判断に迷われる場合は、所在の市町村(東京都特別区の場合は東京都)までご確認ください。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | 手続きの基本的な流れを教えてください。 | <p>認定経営革新等支援機関に事前相談後、市区町村に先端設備等導入計画の認定申請を行い、認定を受けた後に対象設備を取得するという流れとなります。各種の手続きには一定の時間を要しますので、設備投資の検討に際してはご留意いただき、早めにお問い合わせください。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | 先端設備等導入計画の目標を達成できなかった場合、何か罰則等はあるのか。 | <p>罰則等はありません。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|---|---|
| 8 | 例えば、本社が所在する自治体とは異なる自治体に所在する工場に設備を導入する場合、事業者はどちらの自治体に先端設備等導入計画の申請を行う必要があるのか。 | 実際に設備投資を行う自治体に先端設備等導入計画の申請を行い、認定を受ける必要があります。 |
| 9 | 先端設備等導入計画の策定の単位は会社単位なのか、設備投資計画単位なのか。 | 計画の策定の単位は、会社単位が原則となります。他方で、労働生産性が設備投資計画単位で現状値と目標値の算出が可能な場合には投資計画単位でも構いません。 |
| 10 | 創業間もない企業は認定を受けられるのか。 | 認定を受けるためには労働生産性の現状値と目標値が把握できる必要があるため、創業間もない企業については認定は受けられません。他方で、1事業年度の実績がない場合でも、労働生産性を構成する数値が把握でき、現状値を算出できる場合は、認定を受けることができます。 |
| 11 | 労働生産性とはどの様に計算するのか。 | 計算式は下記のとおりです。 【計算式】 労働生産性 = (営業利益 + 人件費 + 減価償却費) ÷ 労働投入量(労働者数又は労働者数 × 1人当たりの年間就業時間) |
| 12 | 労働生産性が年平均3%以上向上する設備投資は、何年で達成しなければならないのか。また、未達成の場合はどうなるのか。 | 事業者が作成する先端設備等導入計画の期間は導入促進指針において3年間、4年間、5年間のいずれかを基本としており、計画期間終了時に年平均3%以上向上することを求めているものになります。また、未達成の場合、そのことを持って即座に計画の取り消しなどは行われませんが、達成できなかった理由などについてしっかりと検討していただくことを想定しております。 |
| 13 | 労働生産性については、分子に営業利益とあるが、設備投資の結果、営業外利益などの営業利益以外が向上する場合は労働生産性の向上に加味されるのか。 | 加味されません。定款などで記載された本業が生み出す営業利益を指します。 |
| 14 | 事前確認を受けることとなる「認定経営革新等支援機関等」とは何か。 | 中小企業支援を行う支援事業の担い手の多様化・活性化を図るため、中小企業庁が認定を行った支援機関のことであり、商工会議所や商工会、金融機関や税理士や会計士等の専門家が該当します。実際に登録されている機関を調べたい場合は中小企業庁のホームページをご覧ください。 |
| 15 | 生産、販売活動等の用に直接供されるものと単純な更新投資との違いをどう判断するのか。 | 計画作成にあたっては、認定経営革新等支援機関等に、直接、当該事業の用に供されるものであり、労働生産性が年平均3%以上向上するかの確認を受け、支援機関が発行する確認書を添えて市町村に認定申請していただきます。 |

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|--|--|
| 16 | 設備を認定より前に取得してしまった場合は「先端設備等導入計画」の認定を受けることはできないのか。 | 先端設備等は、計画認定後に取得することが「必須」です。そのため、設備を既に取り得した後に「先端設備等導入計画」の認定を受けることはできません。 |
| 17 | どのような場合、変更認定を受ける必要があるのか。 | 認定を受けた既存の「先端設備等導入計画」の記載内容について、変更が伴う場合は変更認定を受けることが必要となります。他方で、変更内容が計画の軽微な変更の場合はその限りではありません。 |
| 18 | 変更認定を受ける際には、再度認定経営革新等支援機関等の確認は必要なのか。 | 認定の基準となる労働生産性に影響を及ぼすような場合については、再度事前確認を得て頂く必要があります。 |

3. 固定資産税特例に関するQ&A

平成30年5月18日現在

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|---|--|
| 1 | 設備の修繕等を行った場合も対象となるのか。 | 設備の修繕等は対象となりません。 |
| 2 | 既存の設備につき、資本的支出を行った場合も対象となるか。 | 原則として、本税制措置の「取得等」には当たらないことから、対象となりません。ただし、その資本的支出の内容が、例えば、単独資産としての機能の付加である場合など、実質的に新たな資産を取得したと認められる場合には、当該資産について本税制措置の適用を受けることができます。 |
| 3 | 自ら作って固定資産計上する設備は対象となるのか。 | 取得(購入)するもの以外に、自ら製作するものも対象となります。 |
| 4 | 自社で製作した設備を対象とする場合、取得価額には人件費等も含まれるのか。 | 自社で製作した設備の取得価額算出には、当該資産の建設等のために要した原材料費、労務費及び経費の額、および当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の額が含まれます。 |
| 5 | 中古品は対象となるのか。 | 中古品は対象となりません。 |
| 6 | (メーカーが新事業を開始した場合など)比較すべき旧モデルが全くない新製品は対象となるのか。 | 比較対象が全くないものは、比較する指標がないため、販売開始時期のみが要件となりますが新製品であれば必ず証明書が発行されるわけではありません。類似する機能・性能を持つ設備があるものは、生産性向上要件について、できる限り当該設備との比較を行ってください。 |
| 7 | 取得価額の範囲には、どのような費用が含まれるのか。 | 対象となる減価償却資産の取得価額は、①当該固定資産の購入対価、②外部付随費用(引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、その他購入のために要した費用)、③当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の金額(即ち、内部取付費用、例えば据付費、試運転費等)のうち、減価償却資産として計上されるものの合計額となります。 |
| 8 | 補助金を受けた設備の取得価格をおしえてほしい。 | 固定資産税につきましては、圧縮記帳の適用はありませんので、補助金分を差し引かない額が取得価格となります。(3000万円の設備取得に1000万円の補助金があった場合でも、取得価格は3000万円となります)。 |
| 9 | 取得価額の判定は、消費税抜きですか。それとも税込みか。 | 取得価額の判定に際し、消費税の額を含めるかどうかは事業者の経理方式によります。すなわち、資産について税込経理であれば消費税を含んだ金額で、資産について税抜経理であれば消費税を含まない金額で判定することとなります。 |
| 10 | 単品の取得価額は、どのように判定するのか。 | 機械及び装置又は器具及び備品の一台又は一基の取得価額が160万円以上又は30万円以上であるかどうかについては、通常一単位として取引される単位ごとに判定しますが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができますので、「通常一単位として取引される単位」が最低取得価額の判定の基本となります。個別のケースについて判断に迷われる場合は、所在の市町村(東京都特別区の場合は東京都)までご確認ください。 |

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|---|--|
| 11 | 取得とは、具体的にどのタイミングを指すのか。 | 機械等の所有権を得たこと、つまり機械等を購入等をしたこと(請負契約に基づく建物については、一般的には引渡しを受けたこと)を指します。例えば、検収が終わっていない設備については、引き渡しが済んでいないことから一般的に未取得の状態と考えられます。 |
| 12 | 購入ではなくリースの場合も、税制措置の対象となるのか。 | ファイナンスリース取引については対象になります。また、オペレーティングリースについては本税制の対象外となります。 |
| 13 | 所有権移転外リース取引で設備を導入した場合、固定資産税はリース会社が納付するが、リース契約に含まれている固定資産税額は減額されるのか。 | はい、されます。当該制度は設備を導入する中小事業者等が軽減措置を受ける制度でありますから、事業者が支払うリース料金に含まれる固定資産税相当額は軽減されません。 |
| 14 | リース契約金額の固定資産税相当額が適切に減額されているかは何でわかるのか。 | リース会社は「固定資産税軽減計算書」を作成し、事業者を確認を求めますので、事業者はメーカーとの間で決めた設備の見積を元に確認してください。「固定資産税軽減計算書」はリース契約の総額を「物件金額」、「金利・手数料」、「固定資産税」に分けて記載しており、かつ、軽減前と後の比較も可能な様式としています。 |
| 15 | リース契約であれば、固定資産税はリース会社が納付してくれるのか。 | いいえ、全てのリース契約ではありません。リース取引のうち、所有権移転外リース取引は、リース会社が固定資産税の納付手続きをとりますが、所有権移転リース取引は、ユーザーが固定資産税を申告・納付する場合は、ユーザーに特例措置が適用され、リース会社が固定資産税を申告・納付する場合は、リース会社に特例措置が適用されます。なお、オペレーティングリース取引は当該制度の対象にはなりません。 |
| 16 | リース取引の時の取得価額の判定は消費税抜きですか。 | はい、消費税抜きで考えます。リース会社は各種取引全てを消費税抜きで考えますので、当該制度も同じく消費税抜きでの取引となります。事業者の経理方式にあわせることはありません。 |
| 17 | 輸入した設備を外国のリース会社と契約して導入したいが可能か。 | はい、可能です。外国のリース会社でも日本国内に固定資産があれば、固定資産税の申告・納税義務がありますので、日本のリース会社と同様の手続きをとれば可能になります。 |
| 18 | 他の税制との重複適用は可能か。 | 同じ償却資産で2以上の固定資産税の特例措置を受けることはできませんが、特別償却・税額控除に係る税制とは重複して利用することが可能です。 |
| 19 | 建物附属設備は全て対象となるのか。 | 償却資産として課税されるものに限ります。(家屋として評価されるものは対象外。) |

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|---|---|
| 20 | 償却資産申告書の中に「建物附属設備」の欄がないが、特例を受けるためにはどうすればいいのか。 | 固定資産台帳上、「建物附属設備」に計上されていて、先端設備等として認定を受けたものであれば、償却資産申告書上「構築物」や「機械装置」に入っている場合でも特例対象とすることができます。 |
| 21 | A社の製品をB社がカスタマイズしてユーザーに納品した場合、証明書の発行申請は誰が行うのか。 | 設備の最終的な性能を把握しているのはカスタマイズしたB社ですので、申請は原則B社が行ってください。ただし、その際の比較対象はA社の旧モデルになりますので、適宜A社から旧モデルのパンフレット等を取り寄せる必要があります。 |
| 22 | 複数のメーカーが生産する機械装置で構成される設備の扱いはどのように考えればよいか。 | 最終的にユーザーに納めるメーカー（最終組立メーカー）が団体に証明書発行を申請することを想定しています。生産性向上の度合いは、構成する機械装置の中でコアとなる機械装置（すなわち、当該設備にとって必要不可欠な主たる機械）に基づいて判断してください。 |
| 23 | 輸入した設備（海外メーカー製）の扱いはどのように考えればよいか。 | 要件に合致することを示す判断材料があれば、輸入した設備も対象になります。その場合は、海外メーカー名で、代理店等が申請者となることも可能です。ただし、設備に関して正確な申請が可能と工業会が判断できる場合に限りです。 |
| 24 | 設備を共有する場合は、どのような扱いになるのか。 | 共有者全員が連帯して納付する必要があるとされています。 |
| 25 | 認定計画の期間中に認定を取り消された場合、過去に遡って軽減された固定資産税を納付する必要があるか。 | 原則として、適法に計画が認定されている場合においては、認定が取り消される前の固定資産税の軽減分については過去に遡って納付する必要はありませんが、計画の認定を申請する際に虚偽の内容を申し出たような場合等においてはこの限りではありません。 |
| 26 | 認定計画の期間中に資本金が変動し、中小法人に該当しないこととなった場合、軽減措置の扱いはどうなるのか。 | 課税の基準日となる1月1日現在において、「資本金1億円以下」という中小法人の要件を満たすことが必要です。 |
| 27 | 減価償却資産の耐用年数等に関する省令の別表第5に規定される公害防止用設備のうち機械及び装置は、本税制の対象となるのか。 | 対象となります。ただし、公害防止用設備に対する固定資産税の課税標準の特例（地方税法附則第15条第2項）との併用はできません。 |
| 28 | 経営強化法の経営力向上計画に係る固定資産税の特例については、一部の資産については、地域・業種によって限定されていたが、今回の特例について同様の限定はあるのか。 | ありませんが、市区町村が策定する「導入促進基本計画」等において、地域、業種等について限定される場合がありますので、所在の市区町村にお問い合わせください。 |
| 29 | 何を基準に「生産性向上」に該当するか判断すればよいか。 | 「生産性向上」の基準となる指標については、「単位時間当たりの生産量」、「精度」、「エネルギー効率」などが代表例として挙げられます。ただし、あくまで代表例であり、実際の指標の選択は、様々な機能に対する設備メーカーの創意工夫を促す観点から、メーカーに一任します。なお、各団体は、その指標が生産性の向上を図るための判断基準としてふさわしいものであるかどうかを確認してください。 |

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|---|---|
| 30 | 年平均1%以上向上の比較対象は何か。 | 当該設備を製造しているメーカーの一代前モデルと比較して下さい。設備ユーザーが現在使用しているモデルとの比較ではありません。 |
| 31 | 生産性指標について、エネルギー効率が0.5%、単位時間当たり生産量が0.5%向上している場合、合計1%向上ということで要件を満たすか。 | いいえ、対象になりません。あくまで単一の指標について年平均1%以上向上することが必要です。 |
| 32 | 一代前モデルとは何を以て考えるのか。 | 機能や構造の変更など、大きな変更があった場合をモデル変更とみなし、変更前を一代前モデルと考えます。ただし、デザイン(色等)の変更など、機能がかわらない変更についてはモデル変更とはみなせません。生産性向上について、適切に比較できるかという観点から、設備メーカーにおいて判断して下さい。 |
| 33 | 導入する設備について、どの種類の減価償却資産(機械装置、器具備品等)に該当するか | 個々の設備について、機械装置や器具備品等、どの資産として計上するかは、事業者の判断となります。社内の経理担当及び税理士にご確認いただき、個別ケースにおいて判断に迷われる場合は、所在の市町村(東京都特別区の場合は東京都)までご確認ください。 |
| 34 | 販売開始年度等の「年度」とは、いつからいつまでを指すのか。 | 1月1日から12月31日までを指します。 |
| 35 | 同じ設備を複数個導入する場合は、証明書も複数必要となるのか。 | 同時に複数の同じ設備を導入する場合には、先端設備等導入計画の申請書に導入予定の個数を記載いただくことで一枚の証明書にて対応可能です。 |
| 36 | 同じ設備について違う取得時期で導入する場合には、証明書も複数枚必要となるのか。 | 同一年内における設備の取得であれば一枚の証明書にて対応可能です。翌年の取得設備に関しては、別の証明を取得して下さい。(販売開始要件の前提条件である取得時期が異なるため。) ※2018年に取得する設備の証明書は、2017年内でも取得できます。なお、先端設備等導入計画において、取得時期が異なる場合には、行を分けて記載ください。 |
| 37 | 工業会等から発行される証明書は、先端設備等導入計画の申請時に必ず必要なのか。 | 先端設備等については、以下のとおり、「先端設備等導入計画」の認定後に取得することが【必須】です。ただし、「先端設備等導入計画」の申請・認定前までに、工業会の証明書が取得できなかった場合でも、認定後から賦課期日(1月1日)までに工業会証明書を追加提出することで特例を受けることが可能です。(計画変更により設備を追加する場合も同様です)。 |
| 38 | 中小企業経営強化税制の工業会証明書と併用可能か。 | 可能です(税務署への申告、市町村への固定資産税の申告においてはコピーを添付して提出して下さい)。ただし、設備の種類や業種によっては、どちらかの措置は対象にならない場合がありますのでご注意ください。 |